

5 愛総第 133 号
令和 6 年 1 月 29 日

愛知中部水道企業団水道料金審議会
会長 塚本克彦 様

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕 貴



適正な水道料金水準について（諮問）

愛知中部水道企業団水道料金審議会条例第 3 条の規定により、適正な水道料金水準について貴審議会に諮問いたします。

1. 諮問趣旨

本企业団では、これまで水道の安定供給を実現するため、日々の水道施設の維持管理のほか、古くなった施設の更新や耐震化を計画的に実施して参りました。

しかしながら、本企业団創設期に整備された多くの施設は老朽化が著しく、施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は今後においてもますます増加する見込みとなっており、老朽化しつつある施設の更新事業を適切に実施することが求められているところです。

一方、水道料金については、平成 13 年度に平均 6.18 パーセントの値上げ、平成 25 年度に平均 6.28 パーセントの値下げ改定を行って以来、今日まで消費税等に伴う改定を除き 22 年間据え置いております。

今後、大きな収益の増加が見込めない中、持続可能な社会を未来に引き継ぐため、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう、本企业団の適正な水道料金水準について、貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問いたします。

2. 答申希望時期 令和 6 年 8 月

愛知中部水道企業団水道料金審議会の運営について

1 水道料金審議会について

(1) 審議会の設置

- ・設置根拠…愛知中部水道企業団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例に基づく

(2) 委員報酬

- ・報酬は7,300円/日額となっており、所得税890円を差し引いた6,410円/日額を、当日現金にてお支払いをさせていただきます。

(3) 審議会の会議における公開等の取り扱い

- ・愛知中部水道企業団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例、その他の条例には、当審議会の公開・非公開の規定がありません。第1回の審議会において公開等のお取り扱いを決定し、第2回以降これに従うものといたします。なお、各回の審議会終了後、個人が特定されないように発言者を全て委員とする形で会議録を作成し、企業団ホームページ上で公開します。

2 審議会の今後の予定

回	主な議題	概略
1	委嘱・正副会長選出等 諮問 企業団の事業概要と課題	委員への委嘱、正副会長の選出、審議会へ諮問、審議会の運営と審議予定について、企業団の事業概要と課題について、県営水道の料金改定について
2	建設改良事業とその財源 について	経営の合理化(行政改革等)の取り組み、建設改良工事とその財源の全体像、建設改良工事について、企業債の考え方及び内部留保資金の考え方について
3	建設改良工事とその財源 について	アセットマネジメントから見た更新需要額、更新需要額とその財源について、お客様アンケートの結果について、料金体系設定の基本的な考え方について
4	建設改良費とその財源に ついて	料金体系と基本料金について、
5	建設改良費とその財源に ついて	これまでの審議の整理について、料金改定(案)骨子について、現行料金とシミュレーション結果の比較について
6	水道料金の改定について	水道料金の改定(案)について、答申書案の検討
7	答申	企業長へ答申

令和6年愛知中部水道企業団水道料金審議会委員名簿

(敬称略)

条例の規定	氏名	備考	選出市町
第4条1号委員 企業団構成市町の議会議員	うかい さだお 鵜飼 貞雄	豊明市議会議長	豊明市
	おおはし 大橋ゆうすけ	日進市議会議長	日進市
	つかもと かつひこ 塚本 克彦	みよし市議会議長	みよし市
	おかざき 岡崎つよし	長久手市議会議長	長久手市
	いしばし なおき 石橋 直季	東郷町議会議長	東郷町
第4条2号委員 公共的団体代表者	いとう ひろし 伊藤 裕	豊明市商工会長	豊明市
第4条2号委員 公共的団体代表者	ほらだ 原田みすぎ	みよし市給食協会事務局長	みよし市
第4条2号委員 公共的団体代表者	よしだ きよみつ 吉田 清光	長久手市民生委員児童委員 協議会北中校区会長	長久手市
第4条3号委員 知識経験者	にしわき みきひと 西脇 幹人	元愛知県職員	日進市
第4条3号委員 知識経験者	かとう きよかず 加藤 清和	税理士	東郷町

令和6年第1回愛知中部水道企業団水道料金審議会出席者名簿

職名	氏名	備考
企業長（日進市長）	こんどう ひろき 近藤 裕貴	
局長	こじま かずあき 小島 千明	
次長（総括）	たかつ けいいち 高津 桂一	
次長（管理）	やまだ のりお 山田 紀夫	
次長（営業）	こんどう たかのり 近藤 隆徳	
次長（技術）	たにざわ えいいち 谷澤 英一	
総務課長	うえむら ともゆき 上村 知由	審議会の設置等
経営企画課長	しらい じゅん 白井 淳	予算決算、財政計画、資金管理、 経営管理
営業課長	ゆみや ふとし 弓矢 太	使用水量の分析、水道料金の算定
事業推進室長	かわもと ひろなお 川本 弘直	水道施設整備事業の計画及び進 行管理
経営企画課 主査	すずむら かつや 鈴村 勝也	予算決算、財政計画、資金管理、 経営管理
経営企画課 主査	たけや しろうご 竹谷 省吾	予算決算、財政計画、資金管理、 経営管理

○愛知中部水道企業団水道料金審議会の設置及び運営に関する条例

平成5年3月30日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）に、愛知中部水道企業団水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第3条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道料金に関する重要事項を審議する。

(委員)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから企業長が委嘱する。

- (1) 企業団構成市町の議会議員 5人以内
- (2) 公共的団体の代表者 3人以内
- (3) 知識経験を有する者 2人以内

3 委員は、当該諮問に係る答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課及び経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第4号）

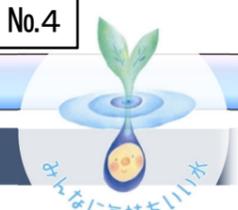
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）

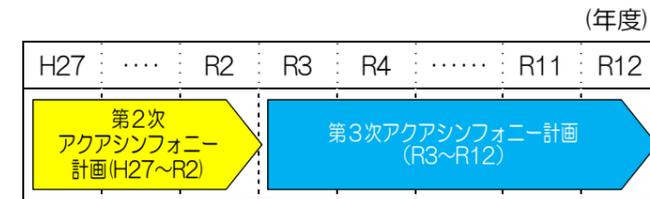
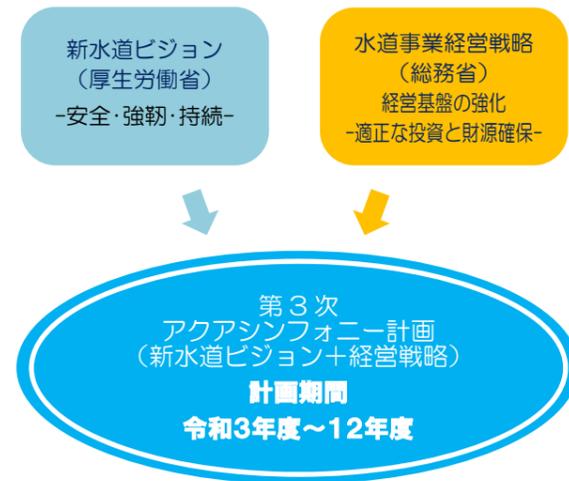
この条例は、公布の日から施行する。



第3次アクアシンフォニー計画（概要版）

第1章 策定の趣旨と位置付け

本企業団では平成27年度に「第2次アクアシンフォニー計画」を策定し、各種事務事業を実施してきましたが、令和2年度で最終年度を迎えることから、これまでの事業の総括を行い、現状を把握し分析、評価したうえで、将来にわたって安全で安定した水道水を供給し、健全な水道事業運営を継続していくため、「第3次アクアシンフォニー計画」を策定しました。



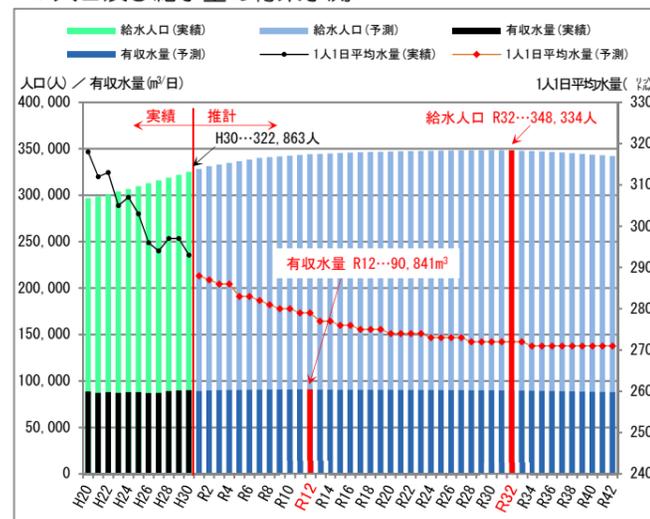
第2章 水道事業の概要（事業環境）

本企業団の給水人口は、平成30年度末で約32万人となっています。構成市町の人口ビジョンによると人口の増加は今後しばらく続きますが、令和32年度を境に人口減少期に入っていくことが予測されています。

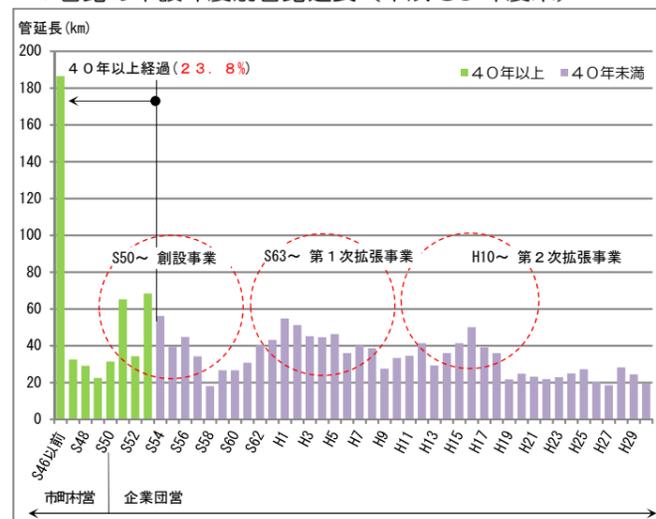
また、水道施設については、資産の多くを占める管路の経年化状況をみると、平成30年度末で法定耐用年数（40年）を経過した管路は23.8%となっており、今後も年数を経過することにより多くの管路が法定耐用年数を迎えることとなります。布設年代別では、昭和50年度からの創設事業、昭和63年度からの第1次拡張事業、平成10年度からの第2次拡張事業に多くの管を布設しています。また、このことは将来同時期に多くの管路が更新を迎えることを示しており、新たな管路への更新が必要となっています。

一方、水道料金収入の基礎となる給水量は、節水機器の普及や大口需要者の地下水転換などより1人当たりの給水量が減少傾向にある中、順調な人口増に助けられ、横ばい傾向で推移していますが、令和12年度を境に減少に転じていくと見込まれ、更新事業に必要な資金の確保が課題となっています。

▼人口及び給水量の将来予測



▼管路の布設年度別管路延長（平成30年度末）



第3章 事業の現状と課題

▼第2次アクアシンフォニー計画における主な施策に対する評価

項目	施策	評価
安全	安全な水供給の確保	水質検査機器の計画的整備と精度向上を図り、安全で良質な水道水の供給を維持してきました。また、「水安全計画」における水質事故の未然防止や危機管理対策などの問題点や改善点について、定期的な見直しを行いました。
強靱	第1次水道施設整備計画の推進	基幹管路や重要給水施設の耐震化（基幹管路の耐震適合率県平均以上）、経年劣化の著しい老朽管路の更新を優先課題として実施しました。
	水道施設のレベルアップ	庁舎改修、水運用監視施設設備等の適切な維持管理を実施しました。また、漏水の早期発見早期修繕の実施により有収率の向上を図りました。
	危機管理対策の推進	防災備蓄資機材の整備、定期的な防災訓練の実施と構成市町との連携強化を図り、危機管理意識の向上に努めてきました。
	人材育成・組織力強化	職員教育の充実、柔軟な組織体制(グループ制)の定着に努めてきました。
持続	安定・確実な水源確保	県営水道の効率的な受水と自己水源(深井戸)の適切な管理を行いました。
	お客様との連携(コミュニケーション)の促進	営業業務委託などによりお客様の利便性の向上を図り、広報聴取活動の推進により水道事業への理解を深める取り組みを行いました。
	持続可能な水環境づくり	水道水源環境保全基金を活用した森林整備事業、電力使用量の縮減や建設資材のリサイクルなど水道事業における環境負荷の低減を目指した取り組みを行いました。
	健全かつ安定した事業運営	職員のコスト意識の醸成と適時適切な財政収支計画の策定(行財政改革等)により、健全経営を維持してきました。

▼第3次アクアシンフォニー計画に向けた課題の抽出と整理

項目	課題
安全	<ul style="list-style-type: none"> ◆水質管理体制の強化と水安全計画の適切な運用 ◆水質管理に関する適時適切な情報提供 ◆お客様ニーズに合わせた多様な給水方式の検討【新規】
強靱	<ul style="list-style-type: none"> ◆水道施設の老朽化進行への対応【見直し】 ◆管路耐震化の継続 ◆配水池の長寿命化対策の実施 ◆有収率の向上や清浄できれいな水の供給に向けた管路の適切な維持管理【見直し】 ◆改正水道法を踏まえた水道施設情報の充実【新規】 ◆OB職員、関係団体と連携した危機管理体制の整備【見直し】 ◆災害用備蓄資機材や庁舎等設備の計画的な整備
持続	<ul style="list-style-type: none"> ◆県営水道の効率的な受水 ◆自己水源の水質悪化や老朽化等を踏まえた今後の自己水源のあり方【見直し】 ◆お客様の信頼性の確保と多様化するニーズに対応した新たな施策の検討【新規】 ◆水道事業の広報聴取活動の充実 ◆水道事業における環境負荷の低減への取り組み ◆上流域の情勢の変化を踏まえた水源地環境整備事業の検討【見直し】 ◆今後増大する施設整備事業に対応した健全経営 ◆人材育成と採用活動の充実【新規】 ◆広域連携に関する研究【新規】

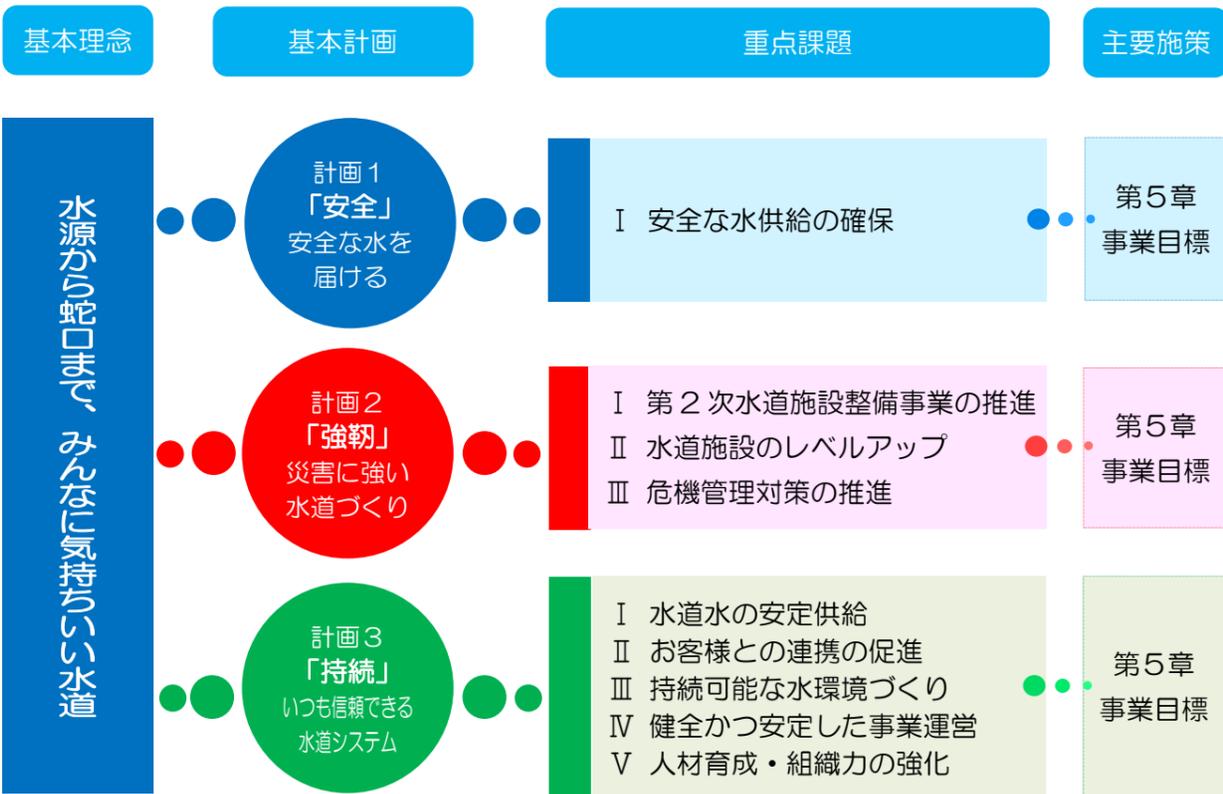




第3次アクアシンフォニー計画

基本理念 水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道

本企業団では、「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」を基本理念にアクアシンフォニー計画を策定し、お客様のみならず、水源地域をはじめとした水道を支える多くの方々にとって気持ちいい水道を目指し、さまざまな事業を展開してきました。そして、これからも地域の暮らしと産業を支える水道事業として、地域のパートナーシップのもと、**事業運営を行っていく上でこの基本理念は継続すべき**であると考えます。本計画においても引き続き、基本理念に基づき各種施策を実施していきます。



第5章 事業計画と事業目標

計画1 「安全」安全できれいな水を届ける

I 安全な水供給の確保

① 水質管理体制の充実

- 水質検査計画に基づく水質検査の継続 □ 水質検査の精度向上
- 「水安全計画」の検証

② 安全な水質確保のための指導・助言

- 小規模貯水水槽水道の衛生管理PR □ **多様な給水方式の提案** Point

③ 水道施設のセキュリティー対策

- 水道施設への侵入防止対策の継続



計画2 「強靱」災害に強い水道づくり

I 第2次水道施設整備事業の推進

① 管路の計画的な更新（管路更新率 1.25%） Point

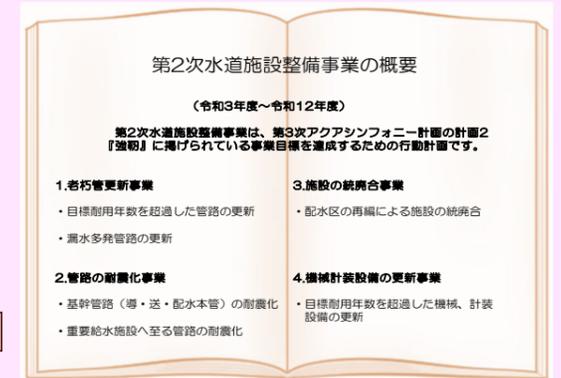
- 老朽管路の更新
- 施設場内管路の老朽度の適切な把握

② 管路の耐震化

- 基幹管路や重要給水施設へ至る管路の耐震化

③ 配水区の再編

- 効率的で確実な配水を安定的に行うための配水区の再編



II 水道施設のレベルアップ

① 施設の適切な維持管理

- 配水池のリフレッシュ □ 管理棟の補修改良 □ 遠方監視システムの適正管理

② 管路の適切な維持管理 Point

- 漏水の早期発見、早期修理 □ **夾雑物対策として定期的な管洗浄の実施**

③ 他事業と同調した配水管整備

- 公共工事等と同調した配水管の整備

④ 台帳の整備 Point

- **水道施設等の台帳を整備し、情報管理の充実により効率的な資産管理と維持管理の実施**

III 危機管理対策の推進 Point

① 危機管理体制の強化

- **地震防災計画(BCP)の検証 □ 防災訓練の実施やOB職員との連携**

② 災害対策の推進

- 災害用資機材の確保 □ 庁舎設備等の改良と更新

③ 関連団体との連携

- 構成市町や関係団体との連携、協力



計画3 「持続」いつも信頼できる水道システム

I 水道水の安定供給

① 水源の安定性の確保

- 県営水道からの効率的な受水 □ 自己水源の維持管理と合理化

II お客様との連携の促進 Point

① お客様サービスの向上

- **お客様との協働体制の確立** □ 新たな水道料金支払方法の調査研究 □ **スマートメータの導入検討**
- 配水補助管助成金制度の継続

② 環境学習・社会学習の場の提供

- 小学4年生を対象とした水道学習の実施

③ 積極的な情報提供の拡大

- 広報広聴活動の充実 □ 防災情報や工事情報発信

④ 信頼性向上への取り組み

- 指定給水装置工事事業者への講習会を通じた技術知識の向上



Ⅲ 持続可能な水環境づくり

① 環境対策

- 環境計画の推進
- 太陽光発電設備、電気自動車の活用

② 水道水源環境保全事業

- 「水源の森」森林整備協定造林事業及び上下流交流事業の実施



Ⅳ 健全かつ安定した事業運営

① 健全な経営基盤の維持

- 健全経営の継続（資金の確保、財政収支計画の見直し、料金制度）

② 事務の効率化

- 業務の見直しなど事務の効率化の推進

③ 法令遵守

- 適切な情報管理と設計基準等の適正な運用



Ⅴ 人材育成・組織力の強化

① 適切な組織体制の構築

- 採用活動の推進

② 人材育成と技術伝承

- 職員教育の充実と人事考課制度の効果的な活用

③ 広域連携の検討

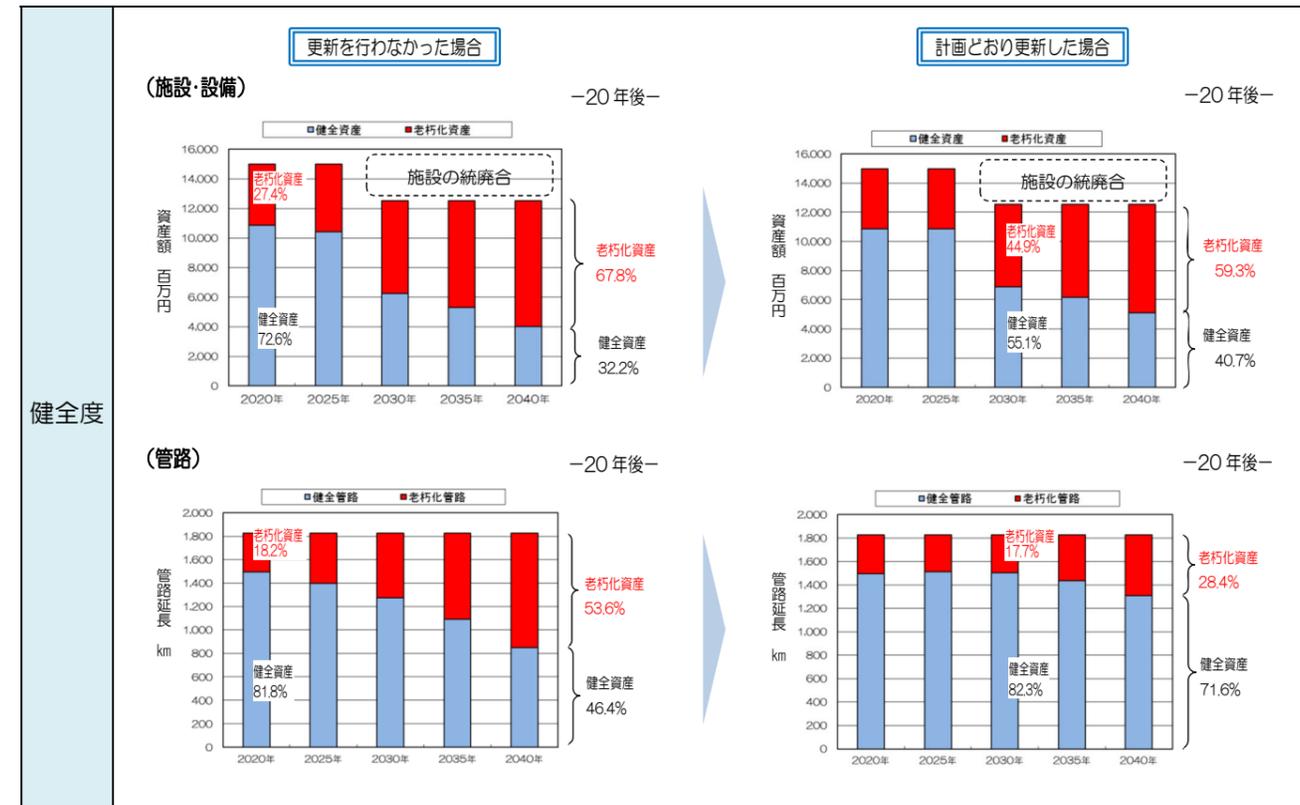
- 愛知県水道広域化研究会議への参加（他事業者との情報交換）

第6章 投資・財政計画（経営戦略）

今後増大する水道施設の老朽化に対応するため、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給していくためには、中長期的な更新計画とその計画に基づいた事業の確実な実施が必要となります。その一方で、更新には多額の費用が必要となるため、水道施設への投資額を見通し、健全経営を持続する観点から投資財政計画を算定しました。

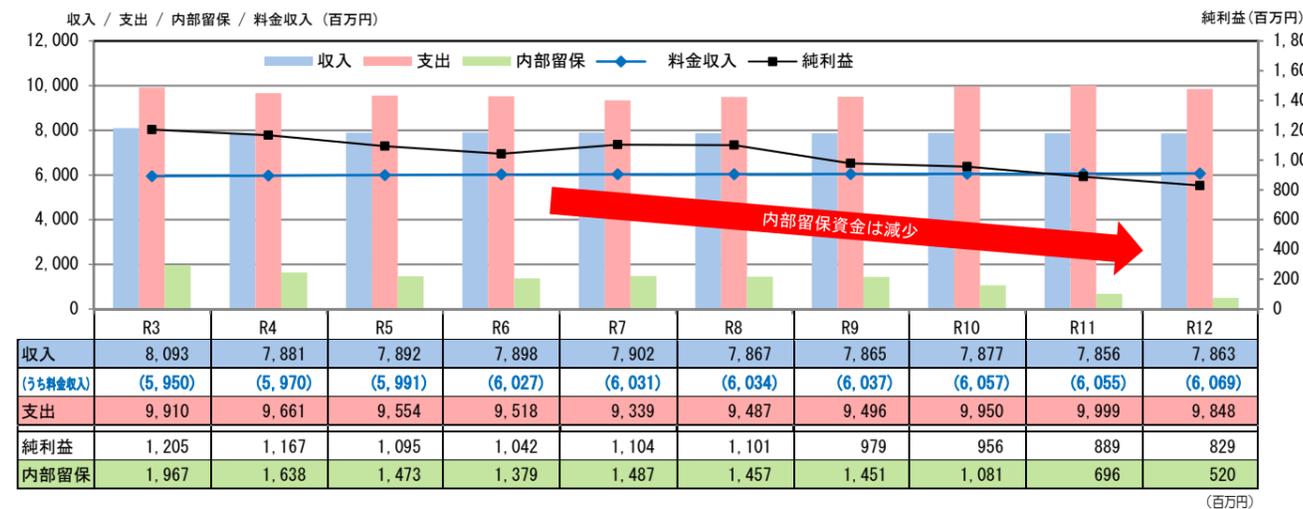
1 投資計画

考え方	①水道施設の老朽化率の改善 ②基幹管路や重要給水施設へ至る管路の耐震化 ③水道施設のダウンサイジング		
更新基準	法定耐用年数で更新するためには多額な費用が必要となることから、長寿命化と健全な財政運営を踏まえ、法定耐用年数とは別に使用実績や他事業体の事例を参考に 目標耐用年数 を設定しました。		
	法定耐用年数(例)		目標耐用年数(例)
	・配水池 60年 ・ダクティル鑄鉄管 40年	→	・配水池 80年 ・ダクティル鑄鉄管 80年
健全度の区分	①健全資産 青 … 目標耐用年数以内 ②老朽化資産 赤 … 目標耐用年数を超過		
更新需要	令和3年度～令和22年度の20年間の投資額		
	法定耐用年数	→	目標耐用年数 (事業費の平準化約26億円/年)
	約1,074億円	→	約492億円



2 財政計画

中長期的な財政見通しでは、料金収入は伸び悩み、更新費用を平準化したとしても、これまで蓄えてきた内部留保資金の活用や企業債の新規借入れが必要となります。令和10年度以降は老朽管路更新に加え、配水池などの更新が控えていることから内部留保資金の不足が予測する見込であることから、経営状況の把握、分析に努めながら料金改定の必要性についても検討を行っていきます。



第7章 計画推進に向けて

本計画の実現に向けて、毎年度3年間の事業実施計画書を策定して、ローリングプランにより進捗を図っていきます。この実施計画は、予算編成の原案となり、毎年度予算化され事業が執行されます。これらの執行状況について、毎年度PDCAサイクルにより管理を行い、本計画の実現に向けた効果的な事業執行に取り組むとともに、水道事業を取り巻く環境変化等に柔軟に対応するため、5年を目安に見直しを図ります。

第2次水道施設整備計画の概要

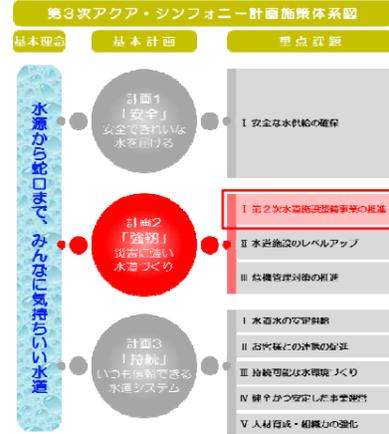
1 策定の趣旨と位置付け

1. 策定の趣旨

近年、本企業団が抱える水道施設の老朽化、南海トラフ地震等の対策、さらに今後予想される水需要の減少に伴う施設利用率の低下や施設のダウンサイジング化などの課題に対して、適切に対応し今後の事業計画に反映していくため、施設整備の方向性を明らかにし、10年後の目標とその目標を達成するための取り組みを具体的に定めた「第2次水道施設整備計画」を策定しました。

2. 位置付け

本計画は、第3次アクア・シンフォニー計画の3本柱の1つである 計画2「強靱」災害に強い水道づくりを実現するための具体的な行動計画(アクションプラン)として、今後10年間(令和3年度から令和12年度)の取り組みについて取りまとめたものです。



2 事業内容及び事業費

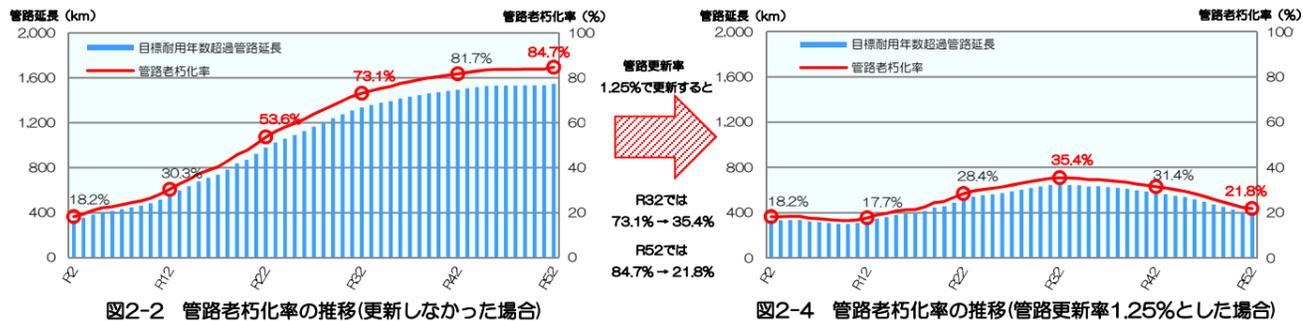
1. 老朽施設更新事業

(1) 老朽管路更新事業 【事業費 18,657,293千円】

1) 更新率の設定

平成29年度末において、企業団の水道管路の全体延長は1,828kmとなっており、令和2年度末で目標耐用年数を超過する管路は、333km(18.2%)となる見込みです。仮に、今後管路を更新しなければ、20年後の令和22年度には、979km(53.6%)が老朽化資産となります。

そこで、管路更新率を1.25%(更新延長 L=23km)として管路老朽化率を試算したところ、今後50年間において管路老朽化率は40%を超えないことから、将来にわたり安全で安定した水道水を供給していけると考え、本整備計画では**管路更新率を年間1.25%**として管路の更新をしていきます。



2) 更新の優先度の考え方

更新の優先度の高い管種として目標耐用年数が短く漏水リスクの高い塩化ビニル管、ポリエチレン管、溶接以外の鋼管とします。また、近年被膜(シールコート)が剥離する事例が増えていることから、内面にモルタルライニングが施されている鉄管も更新の優先度が高い管種とします。

更新の対象とする場所については、更新優先度の高い管種、漏水事故時の影響度を勘案して抽出した地区、漏水頻度の高い路線としました。

(2) 機械・計装設備更新事業 【事業費 641,280千円】

機械・計装設備は、安定した水道水を供給していくために常に正常な運転が求められる重要な設備です。経年化により機能や精度が低下することから、定期的に点検するなど維持管理し、設備の状態を見ながら適切な時期に更新していきます。

老朽管路更新事業の概要

- 管路の更新を更新率1.25%(年間)で実施(年間更新延長 L=23km)

機械・計装設備更新事業の概要

- 取水ポンプ、受電設備、操作盤、計装監視設備などの更新

2. 管路の耐震化事業

(1) 基幹管路耐震化事業 【事業費 3,120,300千円】

基幹管路は事故等があると影響が極めて大きく、災害時には早期復旧が求められる最も重要な管路であることから、優先的に耐震化を進めてきました。本整備計画においては、目標の基幹管路耐震適合率を73.1%と定め計画的に耐震化を進めていきます。

基幹管路耐震化事業の概要

- 耐震化路線
三ヶ峯幹線、横道グリーン線、鉛ヶ松高嶺線、大脇二村山線
- 耐震化延長 L=約10km

(2) 重要給水施設管路耐震化事業 【事業費 559,500千円】

災害発生時において重要な施設となる災害拠点病院、学校等の緊急給水拠点及び市役所等の災害対応拠点へは、被災した場合においても水道水を供給する必要があることから、優先的に耐震化を進めてきました。本計画においては、22箇所の施設へ至る管路(更新延長5.7km)を耐震化していきます。

重要給水施設管路耐震化事業の概要

- 【豊明市】(5箇所) 沓掛小学校、二村台小学校、大宮小学校、沓掛中学校、豊明高校
 - 【日進市】(9箇所) 相野山小学校、東小学校、西小学校、南小学校、日進中学校、日進西中学校、日進東中学校、中部大学第一高校、日進市役所
 - 【みよし市】(3箇所) 北部小学校、三吉小学校、三好高校
 - 【長久手市】(3箇所) 北小学校、南小学校、市が洞小学校
 - 【東郷町】(2箇所) 諸輪小学校、春木台小学校
- 重要給水施設管路耐震化 22箇所、管路耐震化延長 L=5.7km

3. 施設の改良事業

(1) 施設改良事業 【事業費 294,430千円】

目標水圧を0.17MPa~0.69MPaの範囲とすることを目標として施設整備や配水区のブロック化を進め、水道水の安定的な供給と公平な給水サービスの実現を目指します。

施設改良事業の概要

- 施設場内管路現況調査
- 高水圧、低水圧地区の解消

(2) 施設統廃合事業 【事業費 1,575,600千円】

将来の水需要に基づき配水方法や配水区の変更等を行うとともに、施設の統廃合を行うことで維持管理費や更新費用等を削減し、最適な施設の運用を図ります。

施設統廃合事業の概要

- 配水池増設、更新 2施設
- 受水池耐震化 1施設
- 場内擁壁の改修 1施設
- 配水池廃止 3施設

3 10年後の目標値

水道の施設整備は10年後の目標値を設定して事業に取り組みます。

指標	令和2年度(推計値)	令和12年度(目標)	算定方法
年間の管路更新率	0.81%	1.25%	$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
基幹管路の耐震適合率	70.8%	73.1%	$\frac{\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{基幹管路延長}} \times 100$
全管路の耐震適合率	28.4%	40.1%	$\frac{\text{全管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{全管路延長}} \times 100$
重要給水施設耐震化の箇所数	16箇所	38箇所	重要給水施設へ至る管路の耐震適合化完了数
配水池の耐震化率	98.7%	100%	$\frac{\text{耐震対策の施された配水池有効容量}}{\text{配水池有効容量}} \times 100$

※ 年間管路更新率は、令和3年度から目標値を毎年度1.25%に設定して事業に取り組みます。

愛知中部水道企業団

木曾川「水源の森」

森林整備協定



上下流交流の経緯

「交流のきずな」調印

私たちが使う水のうち約90%は、木曽川から享受しています。その上流域（長野県木曽地域）である水源地の自然環境を整えることは、下流域に住む私たちの水環境を守ることに繋がります。

愛知中部水道企業団は、平成12年8月、長野県の木曽広域連合との間で「交流のきずな」を締結し、上流域と下流域が木曽川をきずなとして手を携え、交流と水源地の保全を進めることを誓いました。



調印書と協定書

「水道水源環境保全基金」創設

「交流のきずな」を出発点として、平成12年12月に「水道水源環境保全基金」を創設しました。平成13年6月から、お客さまに水道使用量1立方メートルにつき1円を負担していただくことで、基金の積み立てを開始しました。



木曽川「水源の森」森林整備協定締結

愛知中部水道企業団は、平成15年2月、木曽広域連合との間で木曽川「水源の森」森林整備協定を締結しました。上流域と下流域が共同して木曽川の水源における森林整備を促進し、森林の持つ水源涵養および国土保全機能を高め、水資源の確保に努めることで、健全な水循環社会の構築を図ることを目的としたこの協定によって、造林事業を主体とした「水源の森」を守る活動を進めています。



協定締結

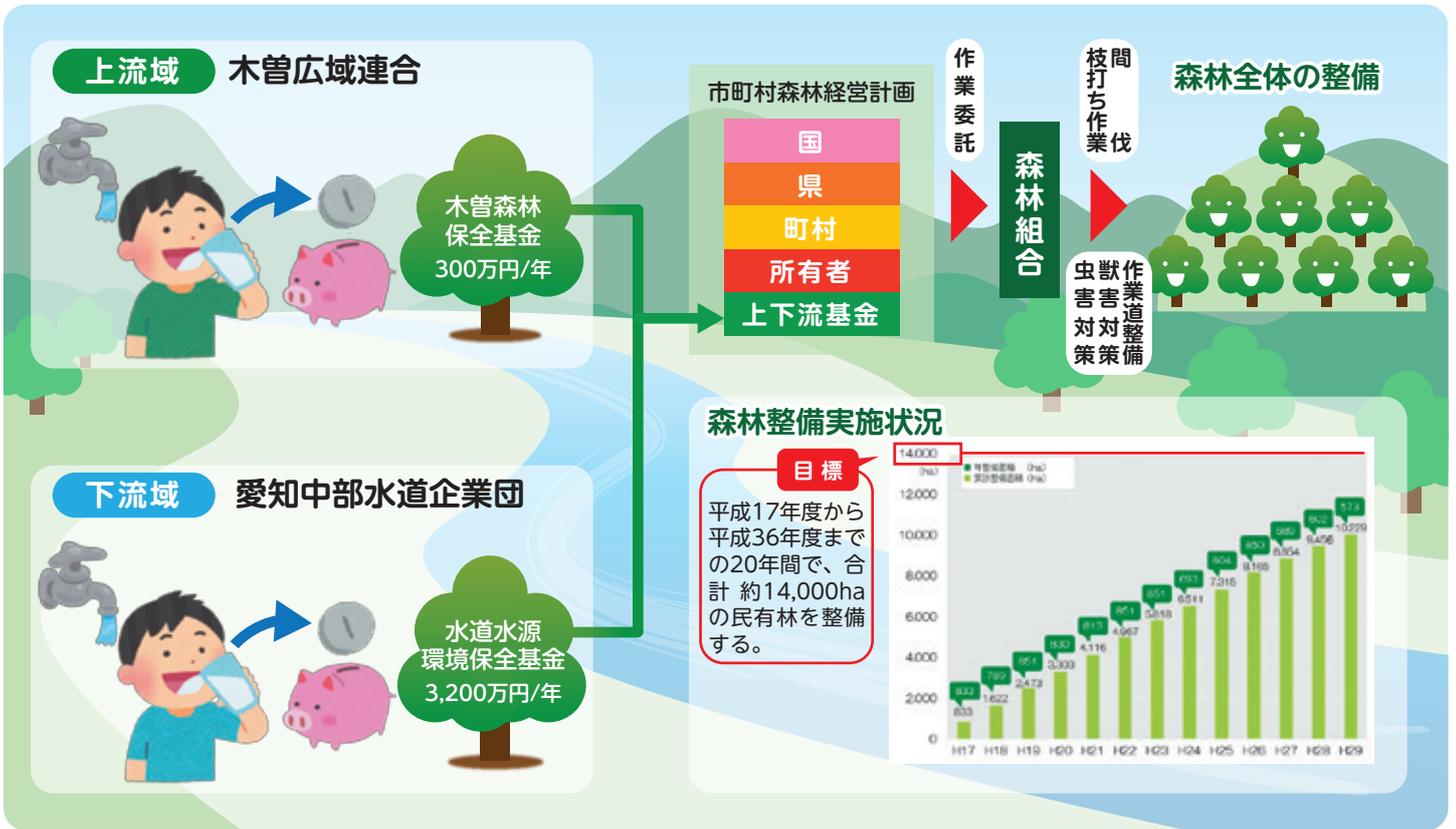
水源地環境整備事業のあゆみ

平成11年 3月	水源地環境整備積立金を創設
平成12年 4月	水源地環境整備促進事業助成金を創設
平成12年 8月	木曽広域連合と「交流のきずな」調印
平成12年12月	水道水源環境保全基金を創設
平成13年 2月	水道水源環境整備促進事業10か年計画策定
平成13年 6月	水道水源環境保全基金の積立開始 水源環境保全の木曽五木記念植樹（企業団中庭）
平成13年11月	木曽ひのき里親ボランティア募集
平成14年 5月	森林整備協定による水源地環境保全構想の検討
平成15年 2月	木曽川「水源の森」森林整備協定締結
平成16年 3月	木曽広域連合が木曽森林保全基金の積立開始
平成17年 4月	「水源の森」森林整備協定造林事業開始
平成19年 5月	「水源の森応援隊」森林整備活動開始
平成22年 4月	矢作川「水源の森」森林整備協定締結
平成27年 1月	平成26年度長野県ふるさとの森林づくり賞大賞受賞
平成30年11月	木曽広域連合が平成30年度国土緑化推進機構会長賞受賞

木曽川「水源の森」森林整備協定造林事業

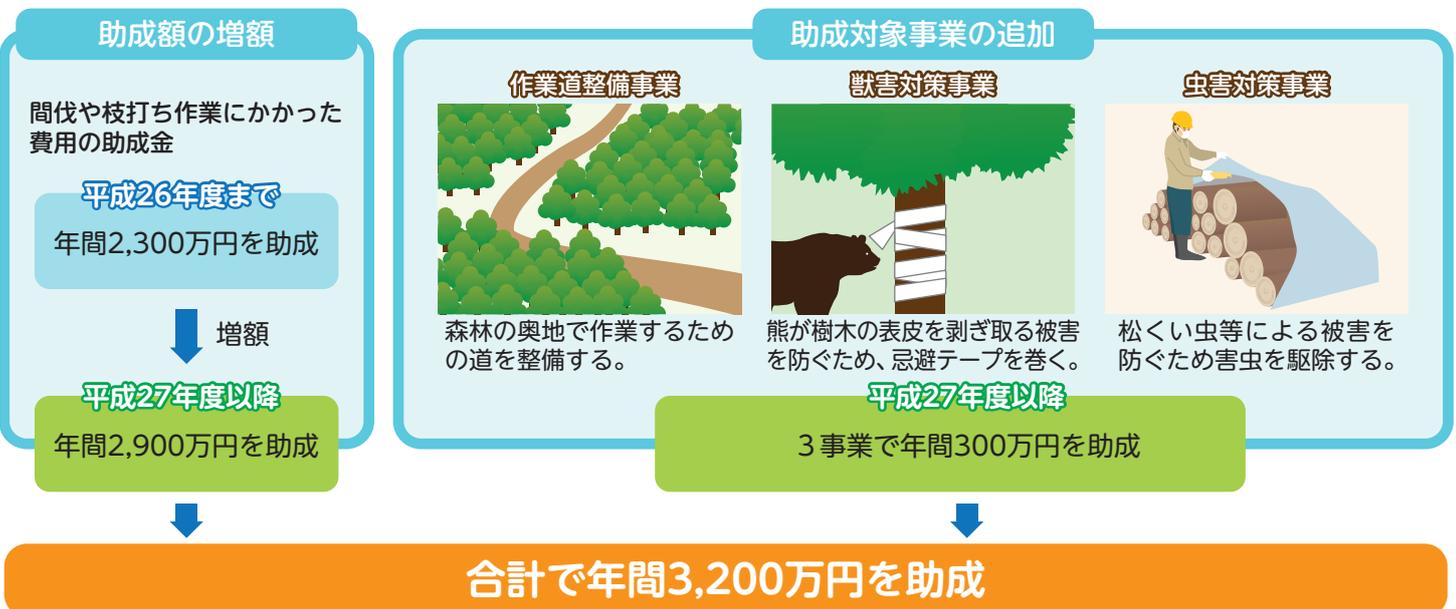
事業の概要

木曽川「水源の森」森林整備協定の柱となる造林事業は、長野県木曽地域内の民有林を整備することを目的としています。森林組合が行う間伐・枝打ち作業などにかかった費用の一部を「水道水源環境保全基金」により助成することで、より森林全体の面的整備が進みます。



創設時からの変更点

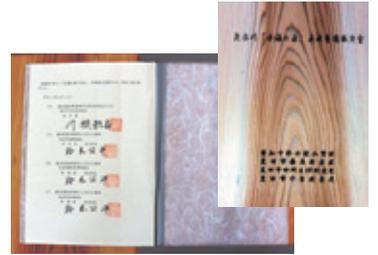
森林整備協定造林事業を取り巻く環境は年々変化しており、調査の結果、計画した面積の森林整備を行うためには、当初の助成額では不可能であることが判明しました。このため、平成26年度に事業の見直しを行い、平成27年度から、間伐や枝打ち作業にかかった費用に対する助成額を増額するとともに、助成対象事業を追加しました。



広がる森林整備の輪

「水源の森」を守るための森林整備協定造林事業は、木曽川だけでなく、もう一つの水源である矢作川上流域においても行っています。平成22年4月、愛知中部水道企業団と愛知県豊田市稲武地区の^{くわばら}桑原・^{ごしよがいつ}御所貝津・^{なかとう}中当財産区との間で締結した矢作川「水源の森」森林整備協定に基づいて、「水道水源環境保全基金」から、年間170万円を上限として、矢作川上流域の森林整備にかかった費用を助成しています。

協定書



長野県の森林づくりへの貢献が認められています

森林整備協定によって「水源の森」づくりが進んだことや、長年上下流が連携して行ってきた取り組みが、長野県の健全な森林・林業の発展に資するために特に顕著な活動であったとして、平成27年1月、愛知中部水道企業団と木曽広域連合は、平成26年度長野県ふるさとの森林づくり賞において大賞を受賞しました。

表彰式では、長野県より賞状が授与され、木曽広域連合とともに、水源地環境の保全にかける思いを新たにしました。

また、木曽広域連合は同様の取り組みが評価され、平成30年度に全国育樹祭にて国土緑化推進機構会長賞も受賞しています。



表彰式

森林整備の重要性

森林には、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、水質を浄化するなどの働き（水源涵養機能）があります。しかし、樹木が密生し、間伐が行われなかったり、伐採後に植栽が行われない状況の森林では、その機能を果たすことができずに荒廃してしまいます。間伐や枝打ちなどの森林整備を行うことは「水源の森」を守ることに繋がります。

森林整備の流れ



間伐・枝打ちとは

森林の密生度に応じて、一部の樹木を伐採することを間伐といい、枯れた枝など樹木の成長を妨げる枝を切り払うことを枝打ちといいます。間伐や枝打ちを行うことで、残った樹木が成長し、森林の持つ様々な働き（水源涵養機能や林産物の産出、二酸化炭素の吸収・貯蔵など）を十分に発揮できるようになります。

森林の放置による下流への影響



放置された人工林

森林を放置すると…

大雨のとき

雨水が土砂とともに川へ流れるため、川の流量が増え、洪水の際にダムへの堆積が起きてしまう。

渇水のとき

雨水がしみこみにくいため、川の流量が減ってしまう。

きずなを深めるための活動

水源を守り育てる重要性への理解を深めることを目的として、上流域での活動を行っています。また、下流域においてもイベントなどを活用し、森林と水の保全について知っていただく活動を行っています。

上流域での活動 その①

下流域のお客さまにより「水源の森応援隊」を結成し、年2回の森林整備活動において下草刈りや枝打ちなどの作業を行っています。



上流域での活動 その②

「水源の森応援隊」森林整備活動の際に指導者となる「ボランティアリーダー」や、「ボランティアリーダーを補助する者」に対して定期的に講習を行っています。



下流域での活動 その①

構成市町（豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町）において毎年秋に開催される産業まつりに、木曽広域連合とともにブースを出展しています。



下流域での活動 その②

長野県木曽地域の清浄で豊富な地下水を詰めたペットボトル「木曽川源流水」を、毎年6月の水道週間中、企業団や構成市町の窓口で配布しています。



かけがえのない水源地への感謝の心をいつまでも…愛知中部水道企業団は、時代の流れを見極めながら、「水源の森」森林整備協定を継続していくことで、命あふれる水の未来を創り続けていきます。

〜木曽五木について〜

築城などの建築が盛んになった徳川時代初期、木曽谷からも大量の木材が伐採され、森林資源も急速に減少していきました。当時木曽の山を管理していた尾張藩により、伐採を禁止され、保護された五種類の樹木が「木曽五木」でした。

木曽の地では、現在においても、この木曽五木が主体となって、美しい森林を形成しています。

● ひのき



● さわら



● こうやまき



● あすなろ



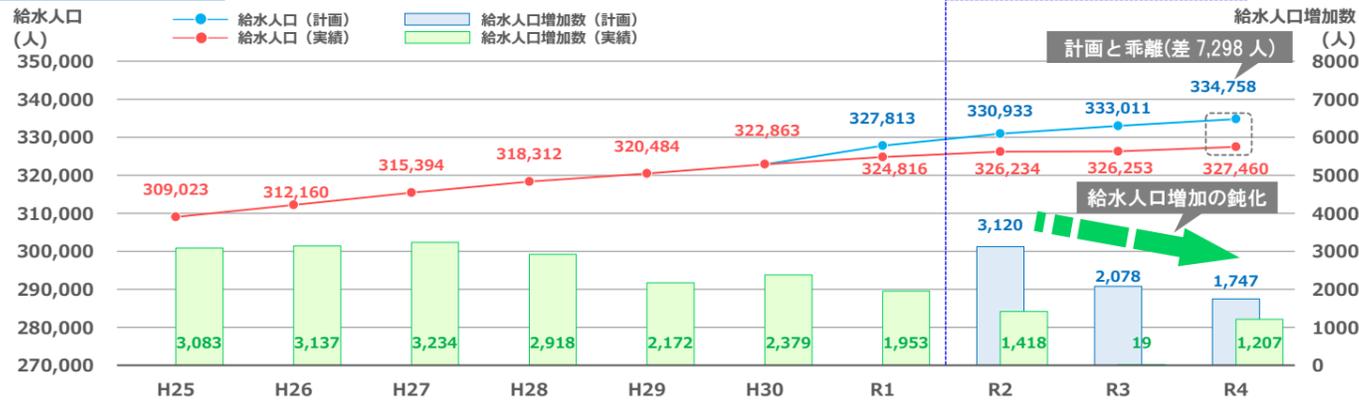
● ねずこ



資料提供 中部森林管理局
木曽森林ふれあい推進センター

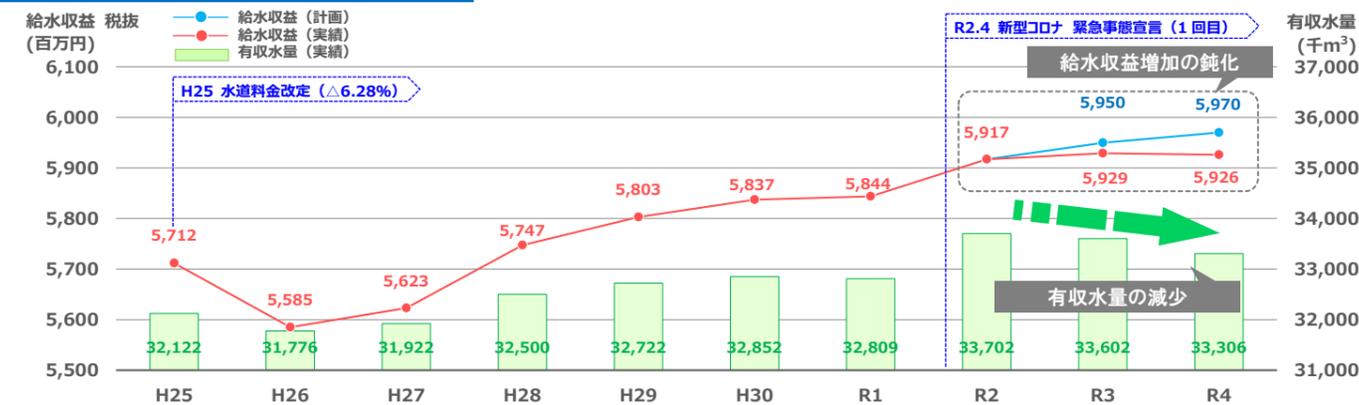
昨今の経済情勢の変化による事業運営への影響

1 人口増加の鈍化



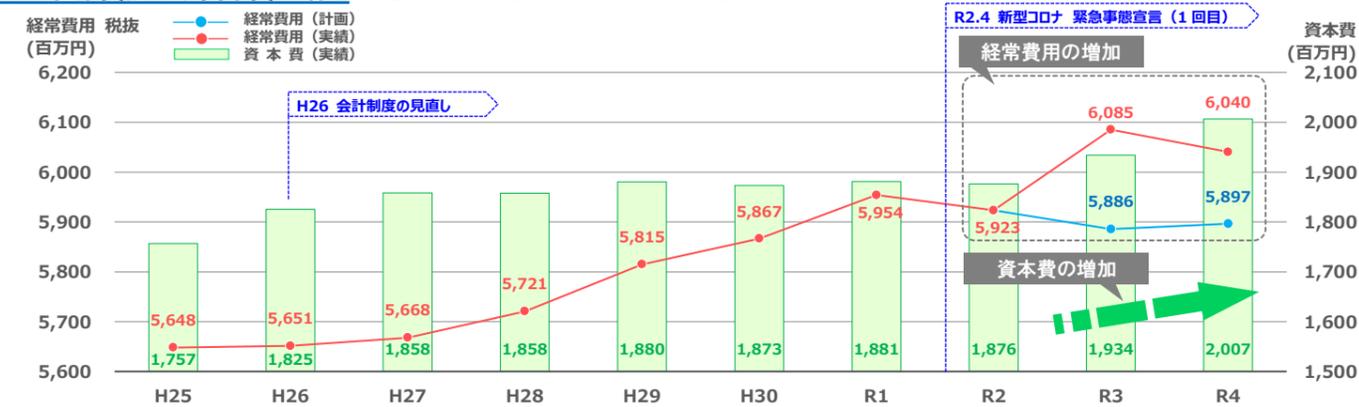
2 給水収益増加の鈍化と有収水量の減少

※ R2の給水収益は、みよし市の基本料金減免分の他会計補助金を含む



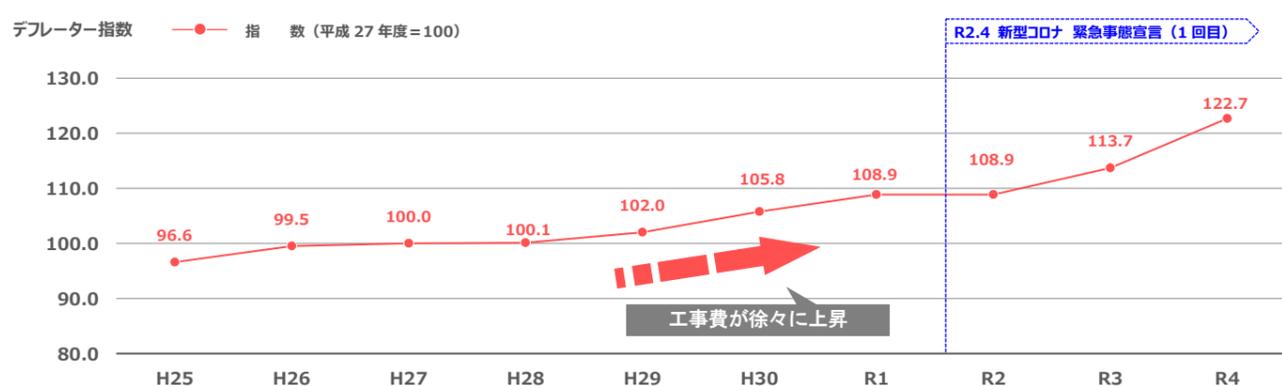
3 経常費用及び資本費の増加

※ 経常費用=営業費用+営業外費用、資本費=減価償却費+支払利息



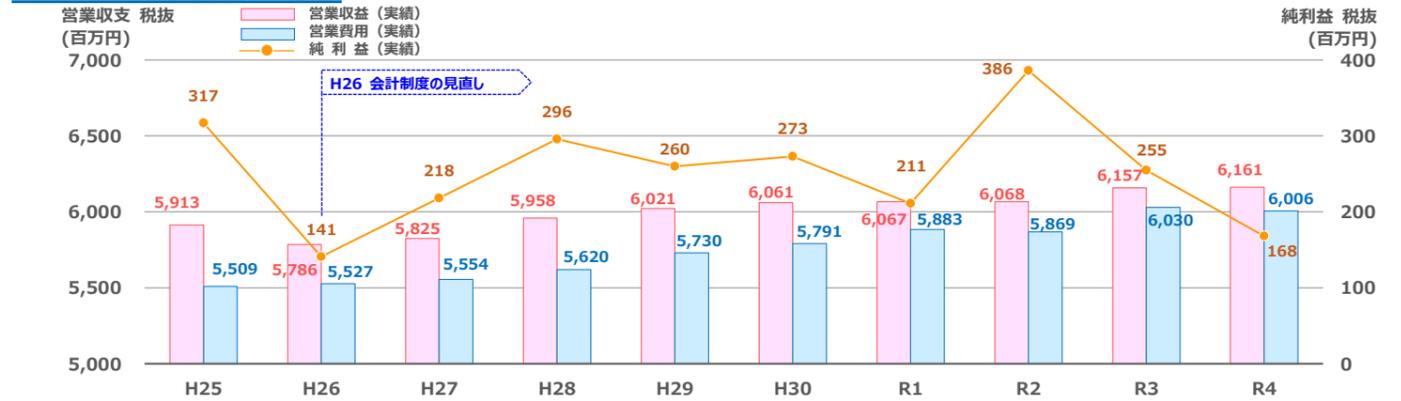
4 工事費の動向

※ 国土交通省公開資料(令和5年10月31日付)建設工事費デフレーター(平成27年度基準)

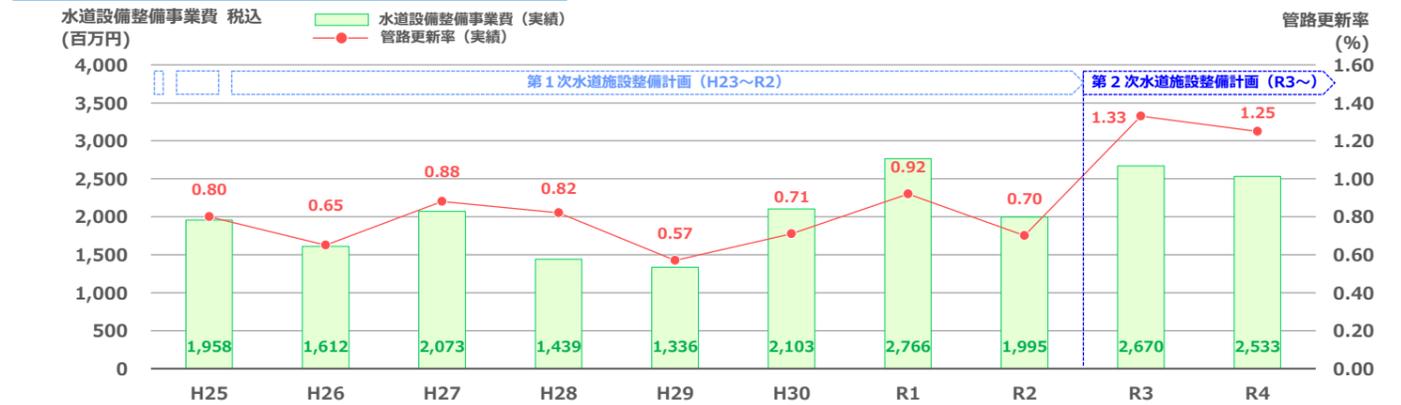


5 営業収支と純利益の動向

※ H27以降の純利益は、長期前受金戻入を除く

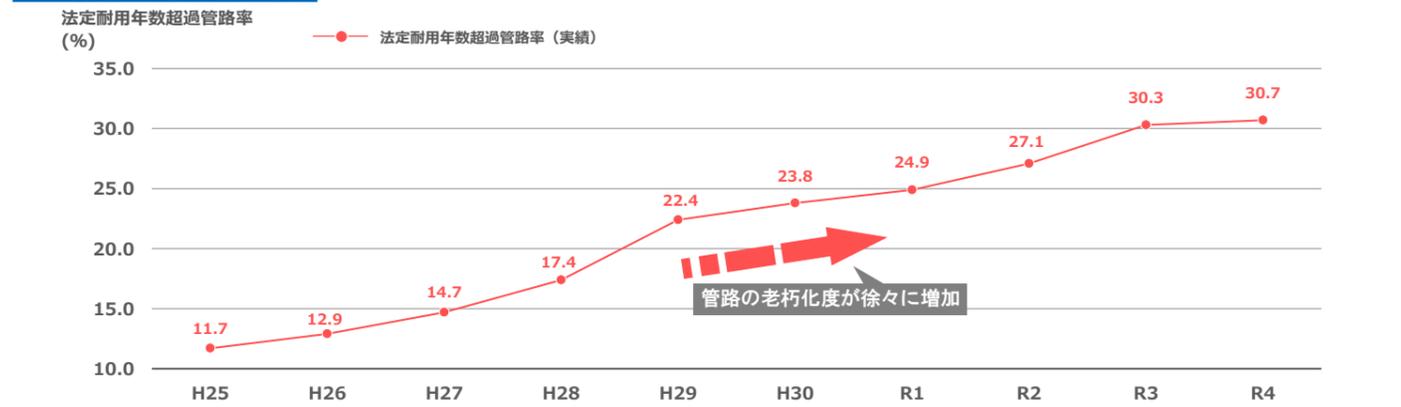


6 水道施設整備に係る費用と管路更新率の動向



7 管路の老朽化度の増加

※ 管路の法定耐用年数は40年(地方公営企業法施行規則第14条及び第15条関連 別表第二号)



8 内部留保資金の減少



水道水源環境保全基金を活用した事業の現状と課題

1 木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業の経緯と課題 ～事業を取り巻く環境変化～

平成17年度～平成26年度 800ha/年、上限 2,300万円

- (1) 上流域基金…町村合併や人口減による減収
- (2) 国庫補助制度などの費用面での変化(H24～)
- (3) 森林整備の継続実施に障害となる新たな課題
 - ① 作業道の整備 ② 獣害(クマ剥ぎ等)
 - ③ 虫害(松くい虫)

平成27年度～(見直し) 800ha/年、上限 2,900万円

- (1) 上流域と下流域の負担割合
- (2) 上流域負担(上流域基金+町村負担)と下流域負担との均衡化→ 600万円増額の2,900万円

平成28年度～(見直し) 800ha/年、上限 3,200万円

- (1) 作業道整備・獣害対策・虫害対策
 - 300万円の増額(新規)

● 現行計画

令和2年度～令和6年度(見直し)

- (1) 間伐 2900万円、その他事業 300万円の仕切撤廃
 - 森林作業道→奥地の作業が進み増加
 - 獣害対策→熊増え熊剥ぎの被害が拡大
 - 虫害対策→被害が拡大
 - 獣虫害により全滅する森林もある
 - (2) 整備目標を毎年 600ha に縮小
 - (3) 全体の計画期間の延長
 - 令和4年度から6年度に2年間延長
- 600ha/年、上限 3,200万円**

目標面積(14,000ha)の到達が困難

令和6年度までに目標到達ができない理由

- 林業の人材不足(15年間で約半減)
- 所有者不明林の増加(整備に所有者の同意が必要)
- 施業地の奥地化
- 補助金検査の厳格化(採択事業の遅延)
- 木材価格低迷と長伐期施業 等



2 水道水源環境保全基金の現状と課題

- (1) 基金残高(R4年度末で約3億円)

森林整備目標 14,000ha の未達、基金徴収を続けることによる過剰な残高見通し(R14年度で約3.2億円)

- (2) 森林保全にかかる多重課税(国・県)

あいち森と緑づくり税(H21年度)、森林環境税(R6年度)

- (3) 次期計画(R7年度～)の財源確保及び協定満了(R14年度)

R6年度末残高見込の約3.2億円で、R7年度から令和14年度までの整備事業費への財源充当が可能

水道水源環境保全基金残高	R4決算	R5見込	R6予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基金収入	33,487,579	33,049,273	33,196,364	34,010,000	34,028,000	34,046,000	34,158,000	34,145,000	34,225,000	34,269,000	34,406,000
基金支出	15,155,387	21,679,741	20,721,638	34,565,000	34,565,000	34,565,000	34,565,000	34,565,000	34,565,000	34,565,000	34,565,000
木曾川水源	14,750,144	20,179,741	19,221,638	33,065,000	33,065,000	33,065,000	33,065,000	33,065,000	33,065,000	33,065,000	33,065,000
矢作川水源	405,243	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
基金残高	298,124,022	309,493,554	321,968,280	321,413,280	320,876,280	320,357,280	319,950,280	319,530,280	319,190,280	318,894,280	318,735,280

※R7～(第3次アクアシンフォニー計画財政計画)

愛知中部水道企業団料金改定の変遷

改定年	背景と改定の特徴	改定率 (算定期間)	供給単価
昭和 50 年	・愛知中部水道企業団設立(構成市町の料金を引継ぎ)	—	46.30 円(S50 決算)
昭和 51 年	・給水原価上昇分の回収 ・県営水道の改定(S51～52:改定率 72.4%) ・構成市町バラバラだった料金体系の統一	86.69% (S51～52)	89.23 円(S52 決算) 【S50 の 1.9 倍】
昭和 53 年	・広域水道の基盤整備事業の進展に伴う支払利息や減価償却 など固定費の増加 ・県営水道の改定(S53～54:改定率 21.5%) ・単一基本料金制から口径別基本料金制へ移行	22.2% (S53～54)	109.52 円(S54 決算) 【S50 の 2.4 倍】
昭和 55 年	・豊田新線(現豊田線)の開業遅れや経済不況の影響で住宅 事情が予想以上に停滞し、当初計画に比べ大幅な需要量の 減少 ・県営水道の改定(S55～56:改定率 10.6%) ・県営水道の改定(S57～58:改定率 12.5%) ・諸物価の上昇、創設事業の進展に伴う支払利息や減価償却 費など固定費の増加 ・給水原価縮減策として加入分担金の一部を収益的収入へ繰 入	40.10% (S55～S56)	150.44 円(S56 決算) 【S50 の 3.2 倍】
昭和 57 年	・県営水道の改定(S59～60:改定率 9.0%)	3.30% (S57～58)	154.63 円(S58 決算) 【S50 の 3.3 倍】
平成 5 年	・人口増加等による需要量の増加に対応するための第 1 次拡 張事業の進展に伴う給水原価の増加 ・契約口径 13 ミリメートルと 20 ミリメートルとの格差の緩和 ・中止中の基本料金(準備料金)の徴収を廃止	11.73% (H5～6)	171.43 円(H6 決算) 【S50 の 3.7 倍】
平成 13 年	・県営水道の改定(H12～15:改定率 17.8%) ・水道水源環境保全基金の創設 ・加入分担金の収益収入へ繰入を廃止 ・契約口径 13 ミリメートルと 20 ミリメートルの格差の緩和 ・節水型社会など水需要の変化に対処できる料金体系として、 11 m ³ ～30 m ³ の 1 区分を 11 m ³ ～20 m ³ と 21 m ³ ～30 m ³ の 2 区 分に分割し、21 m ³ ～30 m ³ のみ改定	6.18% (H13～16)	185.87 円(H16 決算) 【S50 の 4.0 倍】
平成 25 年	・水道管の耐用年数延長に伴う減価償却費の減少(H14～) ・愛・地球博開催による特殊的な需要量の増加(H17) ・高金利企業債の繰上償還に伴う支払利息の減少(H19～23) ・少量使用者 1 m ³ ～20 m ³ までの使用料金に対してのみ改定	▲6.28% (H25～29)	177.33 円(H29 決算) 【S50 の 3.8 倍】

2023年10月5日
企業庁

水道料金改定案について

- 水道事業の経営状況は、燃料価格の高騰に伴う電気料金の増額などにより収益的収支が悪化し、昨年度の当年度純利益（決算見込）は約3億円（対前年度約23億円減）まで減少しています。
- 現時点の本年度の執行見込みは、電気料金が昨年度のピーク時より低下したことや薬品単価の入札結果等から約21億円の執行残が見込まれ、純損失は約4億円と見込まれます。（未処分利益剰余金25億円（見込み））（表1）

表1 収益的収支の状況

項目	2021年度 決算	2022年度 決算見込	2023年度 (単位：億円)	
			当初予算	執行見込
収益	324	323	323	323
費用	298	320	348	327
維持費（動力費、薬品費等）	112	132	158	138
資本費（支払利息、減価償却費等）	186	187	190	189
損益	26	3	△25	△4
累積損益（欠損金）	26	29	5	25

※四捨五入の都合で合計値は必ずしも一致しない。

- 今後の見通しにつきましても、動力費や物価上昇に伴う維持費の増加により、今後4年間（2024年度から2027年度まで）の欠損の合計は約76億円と見込まれます。

このような厳しい水道事業の実態から、DX、官民連携、広域化などの取り組みを進めるとともに、今後の健全な事業運営を確保するため、料金改定を実施したいと考えております。

- 料金改定に当たっては、受水団体等の意見・要望を踏まえ、県民生活への急激な影響の緩和や料金改定の周知期間の確保を図ることとし、未処分利益剰余金（25億円）の1/2を活用して料金改定時期の延伸や料金改定幅の圧縮を図り、2024年10月1日に2円/m³、2026年4月1日に4円/m³の二段階で使用料金を改定したいと考えています。（表2）

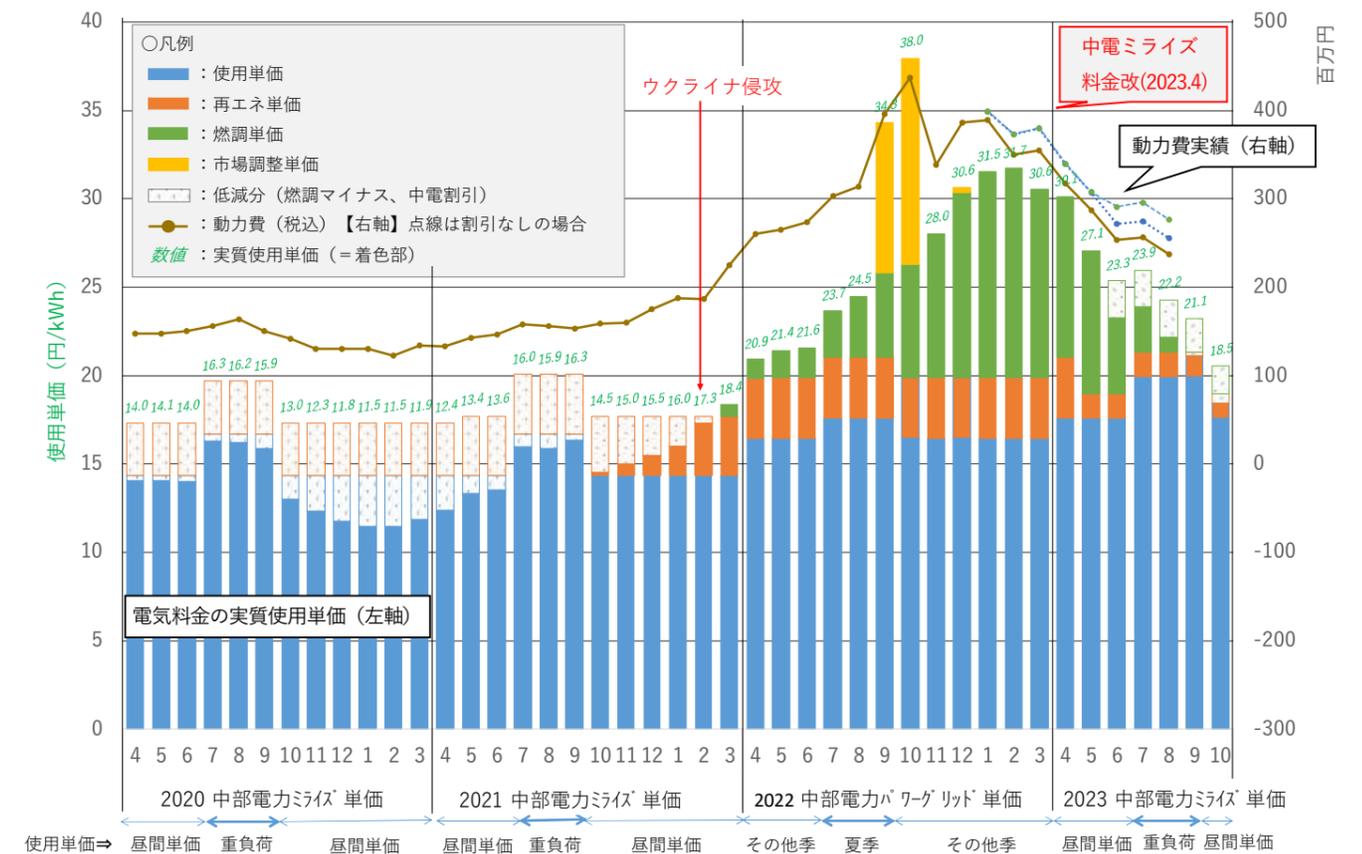
また、料金改定案について受水団体との調整を進めてまいります。

表2 料金改定案

区分		単位	現行料金	改定料金	
				2024年 10月1日～	2026年 4月1日～
料金単価	基本料金	基礎水量	円/m ³ /年	10,800	同左
		その他水量	円/m ³ /年	15,360	同左
	使用料金		円/m ³	26	32
料金収入	平均改定率 [※]	—	—	5.6%	

※4年間の料金収入の伸び率

(参考1) 動力費（実績）及び電気の実質使用単価



(参考2) 受水団体への説明状況等

実施日	内容	主な意見・要望
6月9～14日	第1回説明会	料金改定を先送りして欲しい。値上げ幅はできるだけ小さくして欲しい。改定案は早めに示して欲しい
7月18～21日	第2回説明会	料金改定を先送りしてほしい。値上げまでに時間的な猶予が欲しい。11月までに方向性を示してほしい。
8月10日	第1回意見交換会	十分な検討期間をとって検討して欲しい。料金改定を先送りして欲しい。
9月12日	愛知県市長会から要望	料金改定の必要性について慎重に検討して欲しい。受水団体の意見を聞きながら十分な検討期間を設けて協議を進めて欲しい。
9月26日	愛知県町村会から要望	料金改定の必要性について慎重に検討して欲しい。受水団体の意見を聞きながら十分な検討期間を設けて協議を進めて欲しい。

(参考3) 水道料金の改定経緯

項目	改定年月日	料金算定期間	平均改定率
前回	2000年6月1日 2002年4月1日	2000年度～2003年度	17.8%
前々回	1982年6月1日 1984年4月1日	1982年度～1985年度	17.9%

※前回、前々回の料金改定は2段階値上げで実施しており、今回も同様。

改定年月の上段は一段階目、下段は二段階目